

青梅市成年後見制度利用促進審議会委員の公募および選考要領

1 目的

この要領は、青梅市成年後見制度利用促進審議会条例（令和5年条例第6号）にもとづく青梅市成年後見利用促進審議会（以下「審議会」という。）の委員のうち市民から選任する委員（以下「市民委員」という。）を公募し、選考することに関して必要な事項を定め、公平な選考を実施することを目的とする。

2 公募委員数

公募により選任する市民委員（以下「公募委員」という。）は、1人とする。

3 公募時期

公募は、公募委員の任期が満了し、または任期途中で欠員が生じた場合に行うものとする。

4 公募方法

公募は、青梅市（以下「市」という。）の広報、ホームページ等に掲載して行う。

5 応募資格

公募委員に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市の区域内に住民登録していること。
- (2) 応募時点において満18歳以上であること。
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に該当しないこと。
- (4) 青梅市議会議員または青梅市職員でないこと。
- (5) 市の他の付属機関等の委員でないこと。
- (6) 原則、平日の午前9時から午後5時までの間に開催する審議会に出席が可能であること。

6 応募方法

公募委員に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、公募期間内に別紙様式に必要事項を記載したものを、持参、郵便、電子メー

ルまたは電子申請により市長に提出する。なお、提出された書類は返却しない。

7 選考委員会の設置

(1) 公募委員を選考するため、青梅市成年後見利用促進審議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(2) 選考委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

ア 委員長 健康福祉部長

イ 委員 地域福祉課長、生活福祉課長、高齢者支援課長および障がい者福祉課長

8 選考方法等

(1) 一次選考は、書類審査とする。

(2) 書類審査の結果、候補者が2人以上となった場合には、公開抽選により決定する。

9 公開抽選

(1) 公開抽選の日時については、書類審査終了後、速やかに選考委員会において決定する。

(2) 公開抽選は、次のとおり実施する。

ア 場所は、青梅市役所内とする。

イ 公開抽選は選考委員会が開催し、選考委員会の委員が立ち会うこととする。

ウ 抽選の方法は、抽選機によることとする。

エ 抽選機には、候補者全員分のくじ棒を用意し、抽選に出席した者の確認を得ることとする。ただし、抽選に出席した者がいない場合は、あらかじめ選考委員会の委員長が指名した者の確認を得ることとする。

オ 抽選によるくじ棒の抽出は、地域福祉課が行う。

カ 候補者の番号は、地域福祉課において、あらかじめ応募の受付順に番号付けする。

キ 抽選機により抽出されたくじ棒の1番目の者を最終選考に合格した者とする。

ク 最終選考に合格した者が辞退したときのために、前記キによる抽選機により抽出されたくじ棒の2番目の者を補欠者として抽出する。

10 選考結果の通知

委員の選考結果の通知は、選考後、速やかに応募者宛てに文書により通知する。

11 再公募および公募の例外

公募を行った場合において、次に掲げる事由に該当するときは、原則として再公募を行うものとする。ただし、日程に余裕がないなど特別な事情があるときは、公募によらないで委員を選任することができる。

(1) 公募期間に応募がなかったとき。

(2) 応募者の全員が応募資格を満たしておらず、募集人数に満たなかったとき。

12 失職

公募委員は、第5項の応募資格要件を満たさなくなったときは、その資格を失う。

13 庶務

公募委員の募集および選考に関する庶務は、地域福祉課において処理する。

14 その他

この要領に定めるもののほか、公募委員の選考に関し必要な事項は、選考委員会が定める。

15 実施期日

この要領は、令和5年4月3日から実施する。

16 経過措置

この要領の一部改正は、令和7年2月15日から実施する。